

○淀川左岸水防事務組合水防団正副団長会議設置要綱

平 26.2. 10 決裁

(設置の根拠と目的)

第 1 条 この要綱は、水防団条例第 14 条（以下、「条例」という。）に基づき、条例第 1 条の目的の施行に関し、水防団の意思形成及び意志決定の目的をもって「淀川左岸水防事務組合正副団長会議」（以下、「正副団長会議」という）を設置するものである。

(組織と運営)

第 2 条 「正副団長会議」は水防団長（以下「団長」という。）及び水防副団長（以下、「副団長」という。）をもって組織する。

- 2 会議は団長の要請により管理者が招集する。
- 3 副団長の要請で招集することもできる。
- 4 原則、全員の出席で全員の賛成をもって決する
- 5 議長は団長が就任する。

(意思形成及び意志決定の範囲)

第 3 条 「正副団長会議」の会議事項は水防団の管理運営事項を範囲に、次のとおりとする。

- (1) 条例第 4 条にかかる適任者の推薦
- (2) 条例第 6 条の「臨時代理人」の推薦
- (3) 顧問の設置に関する事
- (4) 水防活動に関する事
- (5) 水防団員共済会に関する事
- (6) その他水防団の管理運営に関する事

(費用弁償)

第 4 条 「正副団長会議」出席については、予算の範囲内で旅費等の費用弁償を行うことができる。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。